

きぼう居宅介護支援事業所

重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 3470900972)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援を提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1、事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 三原のぞみの会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県三原市明神三丁目16番20号 |
| (3) 電話番号 | 0848-38-1875 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 神田 和美 |
| (5) 設立年月日 | 昭和51年2月6日 |

2、事業所の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 名称 | きぼう居宅介護支援事業所 |
| (2) 所在地 | 広島県三原市明神3丁目16-16 |
| (3) 種類 | 居宅介護支援 |
| (4) 電話番号 | 0848-36-6145 |
| (5) 管理者氏名 | 大立 里枝 |
| (6) 開設年月日 | 平成18年10月1日 |
| (7) 指定番号 | 3470900972 |

3、事業の目的及び運営方針

(1) 目的

- ・ 居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ・ 契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその契約者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう契約者の立場に立って援助を行う。
- ・ 事業の実施に当たっては契約者の意思及び人格を尊重し、契約者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整する。
- ・ 関係市区町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4、サービス実施地域及びサービス提供時間

- (1) 実施地域 三原市（鷺浦町・久井町・大和町を除く）
 (2) 提供日 月曜日～金曜日
 (3) 提供時間 9：00～17：00
 (4) 定休日 土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日～15日及び
 12月30日～1月3日

5、 職員の配置状況

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		2名
介護支援専門員		1名	

◎ 管理者

事業所の従業員の管理及び業務の調整を一元的に行うと共に自らも
 居宅介護支援の提供に当たる。

◎ 介護支援専門員

居宅介護支援の提供に当たる。

6、 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービス提供までの流れ

- ① 申し込み受理
- ② 訪問面談（本人、家族より話を聞きサービス内容を検討）
- ③ 契約締結
- ④ 各関連機関（医師、サービス機関等）と連携、サービス内容の調整
- ⑤ 再度、訪問面談し、サービス計画内容の再確認と同意

◎ ケアプラン作成については、全社協方式等を使用し問題点を抽出後、各関係機関
 と連携をとり契約者、家族の希望を最大限に取り入れて実施する。

(2) 居宅介護支援の提供方法

- ・ 介護支援専門員は、契約者の居宅を訪問し、契約者及びその家族に面接して、
 支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課
 題に基づく居宅サービス計画を作成する。
- ・ 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報
 を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に
 対し契約者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整等を行う。
- ・ 契約者が介護保険施設等への入所を希望した場合は、介護保険施設等への紹
 介その他便宜を提供する。
- ・ 居宅サービス計画の作成後においても、契約者及びその家族、指定居宅サー
 ビス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握す
 るとともに、訪問することにより契約者の課題把握を行い、居宅サービスの
 変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ・ 必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を
 求める。
- ・ 契約者、家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説
 明を行うと共に、相談に応じる。

7、 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、利用料はいただきません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、介護報酬の告示上の額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日利用者が属する市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

○居宅介護支援・介護予防支援費 利用料金表

(介護保険法による居宅介護支援サービス費)

区分	要介護度	保険対象分	法定代理受領分
居宅介護支援費(Ⅰ) 1人当たりの取扱件数 45件未満	要介護1	10,860 (1ヶ月)	無 料
	要介護2		
	要介護3	14,110 (1ヶ月)	
	要介護4		
	要介護5		

(単位:円)

・加算 (加算要件の適合により下記の料金が加算されます)

加算種別	保険対象分	法定代理受領分
初回加算	3000	無 料
通院時情報連携加算	500	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2500	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2000	
退院・退所加算(Ⅰ)イ・ロ(入院中1回を限度)	4500・6000	
退院・退所加算(Ⅱ)イ・ロ(入院中1回を限度)	6000・7500	
退院・退所加算(Ⅲ)(入院中1回を限度)	9000	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2000	
ターミナルケアマネジメント加算	4000	

(単位:円)

(2) 交通費

前記4の(1)のサービスを提供する地域以外にお住まいの方は介護支援

専門員が伺うための交通費の実費をいただきます。（１km毎に２０円）

８、 事故発生時の対応

契約者に、病状の急変など緊急の事態や事故が生じた場合、速やかに契約者の家族、主治医、市町村等に連絡するとともに、緊急治療あるいは救急搬送等の必要な措置を講じます。

９、 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

職 名	担当者	受付時間
社会福祉法人三原のぞみ会 高齢福祉事業部 次長	中林 孝雄	毎週月曜日～金曜日 ０８４８－６６－３２１４ (白滝園) ９：００～１７：００

○苦情処理責任者 河野 陽一

○事業所不在時及び休日の緊急連絡（携帯電話）

080-9791-9894 大立 里枝

（２）行政機関その他苦情受付機関

三原市保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 連絡先 受付時間	三原市港町３丁目５－１ ０８４８－６７－６２４０ ８：３０～１７：１５
広島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 連絡先 受付時間	広島市中区東白島町１９－４９ ０８２－５５４－０７８３ ８：３０～１７：１５

１０、その他運営についての重要事項

- （１）事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。
- （２）従業員は、業務上知り得た契約者、および家族の個人情報を、契約者およびその家族の同意なく第三者に漏らさない。又従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させる旨を、従業員の雇用契約とする。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 三原のぞみの会
理事長 神田 和美

きぼう居宅介護支援事業所

説明者職名 管理者 氏 名 大立 里枝 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

_____ 印

家族住所

氏 名

_____ 印